

令和4年 9月 28日  
入試・学生支援センター長

学外における合宿等の宿泊を伴う活動のガイドライン（令和4年10月1日以降）

クラブ・サークル等学生団体の遠征や合宿等の宿泊を伴う活動について、以下の通りとします。

1. 以下の条件をすべて満たした上、活動日の一週間前までに学生支援課に「学外活動届」及び「感染症対策」を提出し、受理されたものについて実施を認めます。
  - 活動期間中（出発から帰宅まで）の感染症対策を講じた上で、特に感染リスクの高い食事における感染症対策について具体的に検討されていること
  - 現地で感染者や濃厚接触者が発生した場合、参加者及び団体の責任で対応すること
2. 発熱や新型コロナウイルス感染症の症状を伴う体調不良者の参加は控えさせていただきます。
3. 現地にて感染者及び濃厚接触者が出た場合、現地の保健所、宿泊施設等との調整は団体の責任者を中心に当事者が行ってください。
4. 活動中および活動後、感染者及び濃厚接触者が出た場合、速やかに学務課に報告をしてください。
5. 活動への参加は、感染リスクを正しく理解した上で本人が希望することを前提とし、参加の強要などは行わないでください。
6. ワクチン接種を参加の条件にするなど、接種しないことによる不利益がないように注意してください。
7. 感染状況により急きょ行動指針が変更になり、大学から計画の中止・延期等の指示が出た場合、それに従ってください。なお、指示変更に伴って発生したキャンセル料等の費用については、すべて団体の負担となるので注意してください。

以上